

早期退職した場合の返還金制度

求人企業に安心して人材紹介サービスを利用していただくため、採用後一定期間が経過するまでに弊社が紹介した人材が退職した場合は、手数料の一部を返却する返還金システムがございます。

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度と「フリーリプレイスメント」制度と2つの退職対策システムがございます。

- (1) 入社以後1ヶ月未満の場合は紹介手数料の70%を返還するものとする
- (2) 入社以後1ヶ月より3ヶ月以内の場合は紹介手数料の50%を返還するものとする

フリーリプレイスメントとは、人材の早期退職時に無償で新たな候補者を紹介すること、お客様のどのようなニーズにも応えられるように最善の体制で臨んでいます。

「着手金」が必要なケースがあります「リテイナー型」。

これらのケースは、案件の開始時にリテイナーフィー（着手金）を紹介手数料の一部として請求し、採用決定時に残りを請求するというものです。

着手金が必要な案件は、基本的にヘッドハンティングなど「人材紹介の難易度が高い」ものです。例としては下記の内容ご参考ください。

- 1. 採用要件のレベルが高く、条件に合致する候補者を新規に見つける必要がある
- 2. ヘッドハンティングなど個別のスカウトが必要
- 3. 個別にスカウトした候補者を紹介できる先が、そのクライアント一社のみ

人材紹介の流れ

1. 企業は人材紹介会社から採用を希望する人材のヒアリングを受ける

(求人情報、求人票をいただく、人材紹介契約書を締結)

2. 人材紹介会社は求職者の中から企業の希望に合った候補者情報を提供する

(応募者の希望と企業が求める人材の条件を常にすり合わせ、雇用関係の成立斡旋を行う)

3. 企業は候補者情報を確認後、選定して面接をおこなう

(両側の日時調整、都合を合わせて面接日までの調整サポート)

4. 企業は採用を決定し、候補者と雇用契約を締結する

(支払い請求書による支払い方法を案内する。)

5. 企業は人材紹介会社に成功報酬を支払う

(手数料は、人材紹介を通じて求職者が企業に雇用された時点で発生する。候補者が入社日から15日までに報酬を支払う)

直接取引の禁止

企業が紹介を受けた求職者に直接連絡することを禁止とする、直接取引の禁止期間は1年となる。

いずれかの当事者の契約違反により、損害が発生した場合の賠償に関して受領すべきであった報酬に加え、当該報酬の10%を違約金として請求するものとする